



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	新農業基本法と北海道農業の兼業化問題：稲作中核地帯を主たる対象として(1997年度秋季大会シンポジウム「新農業基本法と北海道農業」)
Author(s)	泉谷, 眞実
Citation	北海道農業経済研究, 7(2), 28-38
Issue Date	1998-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63168
Type	journal article
File Information	KJ00009065006.pdf



[論 文] 1997年度秋季大会シンポジウム

新農業基本法と北海道農業の兼業化問題

—稲作中核地帯を主たる対象として—

泉 谷 眞 実 *

I. 課題の限定

本論の課題は、戦後の北海道農業における兼業化問題について、主として石狩川流域の稲作中核地帯を対象として検討することである。

日本の農家兼業に関する研究は、都府県における大量の兼業農家の存在と規模拡大の遅れを背景として、兼業農家の就業構造と日本経済・労働市場との関係、および兼業農家の経営構造や地域農業との関連の分析として主になされてきた。

これに対して北海道では、大量の離農を背景として専業農家が層として存在してきたため、規模拡大を阻害する要因としての兼業農家は問題とされてこなかったといえる。ところが、大規模化が進んだ北海道の稲作中核地帯において、農業所得で生計費がまかなえるはずの10ha以上層の稲作経営においても兼業がなされている点が指摘されている(今井[3])。

北海道農業における兼業農家の量的位置をみておくと、1990年の総農家戸数9万5,437戸のうち「兼業農家」は5万2,855戸、55.4%を占めている。また、兼業農家の中で経営主が兼業に従事している経営(「世帯主農業専従」以外の農家)は、第1種兼業農家で8,336戸、第2種兼業農家で1万

9,934戸であり、総農家の20.9%を占めている。このように、兼業農家は総農家の6割、世帯主までが兼業に従事している農家は2割を占めており、北海道農業においても兼業農家は無視できない大きさを占めているのである(以上の数値は「農業センサス」による)。

以下では、冒頭の課題に応えるために、第一に、北海道における農家兼業の都府県との異質性を検討する(第Ⅱ節)。第二に、北海道における農家兼業の農業地帯別の特質を明らかにし、主たる分析の対象とした稲作中核地帯の位置づけを行う(第Ⅲ節)。第三に、石狩川流域の稲作中核地帯における1970年代以降の兼業化の展開と類型化を流域性との関連で検討する(第Ⅳ節)。最後に、北海道稲作における兼業化の課題と、現在検討が進められている「新農業基本法」との関連を考察する(第Ⅴ節)。

Ⅱ. 北海道と都府県における兼業化の比較

1. 農家戸数減少の抑制メカニズムの欠如

表1には、1970年から95年にかけての専兼別の農家戸数の増減率を、都府県と北海道に分けて示した。総農家戸数の減少率は、北海道(51.2%)が都府県(35.1%)を大きく上回っている。これ

* 酪農学園大学酪農学部

は、都府県においては農外収入による家計の安定化がはかられてきた結果であり、特に第2種兼業農家戸数の減少率が低くなっている点にあらわれている。これに対して北海道では専業農家、兼業農家をとわず農家戸数は大きく減少し、第2種兼業農家の減少率57.9%は専業農家の56.5%を上回ってさえいる。このように、都府県の第2種兼業化とそれによる農家戸数減少の相対的な抑制に対して、北海道では専業農家と兼業農家をとおして一貫した大幅な減少状態にある。

この点は、農業センサスの「農業構造動態報告

表1 家としての主な兼業種類別農家戸数の構成と増減率
(単位: %)

	増減率		1970年		1995年	
	都府県	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道
総農家数	-35.0	-51.2	100.0	100.0	100.0	100.0
専業農家	-31.3	-56.5	14.5	48.9	15.3	43.6
兼業農家計	-35.7	-46.1	85.5	51.1	84.7	56.4
雇用兼業	-33.3	-36.3	82.8	75.6	85.8	89.5
恒常的勤務	2.0	-19.9	59.3	43.7	90.7	55.0
出稼ぎ	-88.6	-84.0	7.1	13.5	1.2	3.4
日雇・臨時	-84.0	-37.9	33.6	42.8	8.1	41.6
自営兼業	-47.1	-76.7	17.2	24.4	14.2	10.5
林業	-75.1	-89.7	8.4	9.7	3.9	4.3
漁業	-73.3	-87.5	10.3	51.6	5.2	27.8
その他	-40.9	-59.1	81.3	38.7	90.9	67.9
第1種兼業計	-72.4	-34.7	34.0	25.9	14.5	34.7
雇用兼業	-72.2	-30.8	89.4	90.6	89.8	96.0
恒常的勤務	-52.7	-25.3	45.1	43.4	76.8	46.8
出稼ぎ	-92.0	-84.8	9.3	12.2	2.7	2.7
日雇・臨時	-87.5	-21.4	45.6	44.5	20.5	50.5
自営兼業	-73.4	-72.5	10.6	9.4	10.2	4.0
林業	-83.6	-93.0	23.2	45.3	14.4	11.5
漁業	-81.8	-84.5	10.4	6.2	7.1	3.5
その他	-68.6	-51.7	66.4	48.5	78.5	85.0
第2種兼業計	-11.5	-57.9	51.5	25.2	70.2	21.7
雇用兼業	-4.0	-44.8	78.4	60.2	85.0	78.9
恒常的勤務	28.5	-11.7	70.1	44.3	93.8	70.8
出稼ぎ	-84.3	-83.2	5.4	15.6	0.9	4.8
日雇・臨時	-79.1	-66.4	24.5	40.1	5.4	24.4
自営兼業	-38.6	-77.7	21.6	39.8	15.0	21.1
林業	-57.3	-54.9	3.5	1.0	2.5	2.1
漁業	-70.6	-87.5	10.3	62.7	4.9	35.1
その他	-34.0	-61.5	86.2	36.3	92.6	62.8

資料:『農業センサス』各年次。

書」から「離農」農家比率を示した表2からも確認できる。1970年から95年にかけて、いずれの期間、そして専兼別のいずれをみても北海道の農家の「離農」比率は都府県のそれを上回っている。特に、兼業農家においては「離農」比率が都府県の2～3倍に達しており、第2種兼業農家の「離農」比率の差が大きくなっている。このように、北海道においては農家兼業が農業滞留的に機能せず、農業離脱的な作用をもたらしてきたのである。

この北海道における農家戸数の減少の推移は、ある一時点を切り取って見た場合には専業化と規模拡大の進展として捉えられうるが、動態的な過程として見た場合には、都府県の農家兼業構造のような農家戸数の減少を抑えるメカニズムが北海道農業には組み込まれていないことを示している。そして、農産物価格が一方的な低下傾向を示すもとでは経営の自立限界規模が常に上昇するが、集約的な野菜導入という方向を除けば、その上昇にともなって農家戸数が一方的に減少する基本的な仕組みになっていると考えられる。

2. 北海道における農家兼業の特質

次に、都府県と比較した場合の北海道における農家兼業の特質について検討する(前掲表1)。

まず第一に、総体としての兼業農家比率の低さと、兼業農家に占める第1種兼業農家比率の高さがあげられる。兼業農家比率は70年、95年の両年ともに都府県のおよそ8割に対して北海道では5割台であり、第2種兼業農家比率は都府県では70年から95年にかけて51.5%から70.2%に上昇しているのに対して、北海道では25.2%から21.7%へと低下すらしている。

第二にあげられるのは、雇用兼業に占める恒常的勤務の割合が低く、日雇・臨時雇用の割合が高いという点である。兼業農家計では、雇用兼業に占める恒常的勤務の割合は都府県が9割

表2 離農率の専兼別比較

(単位: %)

年次	地域	1970 →75	1975 →80	1980 →85	1985 →90	1990 →95
合計	都府県 北海道	10.4 23.1	8.8 14.4	9.2 11.1	11.9 14.6	13.4 19.1
専業男子生産 年齢人口あり	都府県 北海道	4.1 15.3	3.4 7.2	4.1 5.2	4.5 7.5	6.0 11.0
専業男子生産 年齢人口なし	都府県 北海道	33.1 51.2	31.2 38.8	31.1 31.4	22.8 34.9	22.0 39.4
第1種兼業	都府県 北海道	3.0 16.4	2.2 7.0	2.5 4.5	3.0 7.2	4.3 10.5
第2種兼業	都府県 北海道	15.2 42.3	10.9 29.2	10.6 23.8	7.3 23.1	8.4 28.2
自給農家	都府県 北海道	… …	… …	… …	30.7 42.6	30.9 48.7

資料:『農業センサス 農業構造動態統計報告書』各年次。

注1) 1980→90年、90→95年の「合計」と「自給農家」以外の項目は、販売農家の数値である。

2) 「自給農家」の80→85年以前の項目は存在しない。

3) ここでいう「離農」農家とは、統計上の「離農農家」と「不明」農家の合計である。

表3 世代別の兼業就業状態別構成比

(単位: %)

兼業 状態	年次	合計	世帯主	世帯主 の妻	あとつぎ	あとつぎ の妻	その他 世帯員
都府県 恒常的 勤務	1986	64.3	55.7	47.2	81.9	75.2	77.7
	1994	69.2	60.4	53.3	86.9	70.6	80.5
臨時 出稼	1986	19.4	24.5	30.0	8.2	12.9	11.7
	1994	16.7	20.7	28.6	4.8	18.4	10.8
北海道 恒常的 勤務	1986	42.2	28.3	12.0	55.2	72.2	76.3
	1994	45.0	25.9	21.3	64.7	44.7	77.7
臨時 出稼	1986	43.3	55.8	63.2	35.8	13.7	15.1
	1994	47.6	64.6	66.9	30.2	34.8	20.6

資料)『昭和61年度 農業調査報告書』『平成6年度 農業構造動態調査報告書-基本構造-』。

注1) 各世代における「恒常的勤務」と「臨時出稼」の比率を示している。

を占めているのに対して北海道では半分にすぎず、残りの半分を日雇・臨時雇用が占めている。しかし、第2種兼業農家においては、北海道でも雇用兼業に占める恒常的勤務の割合が7割を占めており、都府県と同様の「安定」兼業化は北海道においても第2種兼業形態で進行していると考えられる。

第三にあげられるのは、自営兼業比率の低さと、

自営兼業に占める漁業兼業の割合の高さである。兼業農家計での自営兼業比率は、1970年には都府県(17.2%)よりも北海道(24.4%)の方が高かったが、95年には都府県(14.2%)と北海道(10.5%)は逆転している。また、自営兼業農家戸数の減少率においても、都府県では47.1%なのに対して、北海道では76.7%と極めて高い水準となっている。特に、第1種兼業農家では自営兼業比率が都府県の半分の水準であり、農業に重点をおいた経営において他の収入源として自営部門に依存している経営の割合が低くなっている。これに対して、農外収入に大きく依存する第2種兼業農家では減少率は極めて高いものの、自営兼業農家比率が都府県よりも高くなっている。

また、都府県では自営兼業に占める「その他」の割合が8~9割となっているのに対して、北海道では95年においても6割程度であり、漁業での自営兼業の割合が35%を占めている。この点にも北海道における自営兼業の特質をみることができる。

第四に、世代による就業状態の違いがみられる点が

あげられる。表3には世代別の兼業就業状態を示したが、「世帯主」・「世帯主の妻」は主に臨時・日雇い、「あとつぎ」・「その他世帯員」は恒常的勤務が多くなっている。また、恒常的勤務の比率は、「世帯主」や「あとつぎ」を問わず都府県よりも北海道の方が低くなっている。このように、総体としての不安定就業の中で、世代間での就業状態の違いが見られるのである。

Ⅲ. 北海道における農家兼業の地帯別特質

以上のような北海道における農家兼業の都府県との異質性は、北海道内部における農業地帯別の多様性を反映しながらあらわれている。そこで、稲作・畑作・酪農の各中核地帯と、非中核地帯を道南沿岸地帯に代表させ、北海道内部における農家兼業の地帯別の特質について検討する（表4）。

まず、地帯別の兼業農家割合をみると、畑作中核地帯と酪農中核地帯では極めて低いが、道南沿岸および稲作中核地帯で兼業農家割合は6割を越え、高い水準にある。また、第1種兼業農家割合は稲作中核地帯で最も高く、第2種兼業農家割合は道南沿岸地帯で高くなっている。

次に、雇用兼業割合では道南沿岸地帯の渡島を除くと道南沿岸、稲作中核、畑作中核、酪農中核のいずれの地帯においても8割以上を占めている。しかし、雇用兼業に占める日雇・臨時の割合で北海道平均を越えている地帯は、稲作中核地帯のみとなっている。これに対して、兼業農家割合の低い畑作中核・酪農中核地帯、そして道南沿岸地帯では檜山を除くと恒常的勤務の割合が高くなって

いる。

自営兼業割合に関しては、稲作中核地帯で4%台と特に低くあらわれているのに対して、道南沿岸・酪農中核地帯で高くなっている。また、自営兼業においても稲作中核地帯では「その他」が90%以上を占めているのに対して、道南沿岸地帯や酪農中核地帯の根室では漁業兼業の割合が高くなっている。

このように、第Ⅱ節で指摘した北海道における農家兼業の特質は、空知・上川の稲作中核地帯に最も明確にあらわれている。また、都府県の兼業構造の性格を示す恒常的勤務割合の高さと自営兼業の高さは、道南沿岸地帯と（兼業農家比率そのものは低い）畑作中核・酪農中核地帯に特徴的にあらわれているのである。

Ⅳ. 稲作中核地帯における農家兼業の展開と諸類型

1. 北海道における農家兼業の展開過程

ここでは、戦後の北海道における農家兼業の展開過程をみていきたい。

表4 北海道における農業地帯別の「家としての主な兼業」比率（1995年）

（単位：％）

	北海道	道南沿岸			稲作中核		畑作中核		酪農中核	
		渡島	桧山	後志	空知	上川	十勝	網走	釧路	根室
自給農家	9.1	<u>29.1</u>	<u>25.5</u>	10.8	6.5	6.3	0.9	4.1	6.3	0.2
第1種兼業	34.7	18.5	27.3	37.6	48.2	45.2	23.9	33.2	19.6	10.3
第2種兼業	21.7	<u>52.0</u>	<u>44.6</u>	23.5	16.4	21.4	5.7	10.9	14.7	3.4
兼業計	56.4	<u>70.5</u>	<u>71.9</u>	61.0	64.6	66.5	29.6	44.2	34.4	13.7
雇用兼業小計	89.5	55.2	84.4	90.4	95.6	95.4	91.2	93.5	85.7	86.4
恒常的勤務	55.0	68.7	45.0	56.8	49.4	49.8	66.3	57.4	75.6	71.5
出稼ぎ	3.4	<u>9.6</u>	<u>13.6</u>	1.7	1.5	4.6	0.6	1.1	2.0	1.7
日雇い臨時	41.6	21.8	41.4	41.5	49.2	45.7	33.2	41.5	22.4	26.8
自営兼業小計	10.5	<u>24.8</u>	<u>15.6</u>	9.6	4.4	4.6	8.8	6.5	14.3	13.6
林業	4.3	3.0	5.0	2.7	2.6	5.7	<u>8.4</u>	<u>16.1</u>	<u>10.2</u>	2.7
漁業	27.8	49.4	42.0	29.3	0.0	0.4	0.4	3.4	22.2	35.1
その他	67.9	47.6	53.0	68.0	97.4	93.9	91.2	80.5	67.6	62.2

資料：『農業センサス』。

注1）支庁別の地帯区分は、細山〔2〕での区分を用いた。また、「沿岸地域」として区分される石狩、留萌、宗谷、胆振、日高は、総農家の2割を占めているが、煩雑さを避けるために表示していない。

高度経済成長期にいたるまでの北海道の農家兼業は、漁村部における「半農半漁」類型（「第2種兼業の中核」）と、山村部における林業賃労働である「半農半労」類型（「第1種兼業の主要形態」）が主体であった。しかし、高度経済成長の過程でこれら「旧兼業類型」は基本的に崩壊し、「出稼ぎおよび土建業の人夫・日雇いを中心とするあらたな類型」が稲作中核地帯に形成された。この稲作中核地帯での兼業化は、上川支庁では1970年から75年にかけて進行し、空知支庁では70年以降に一貫して進行している（太田原〔9〕）。

この70年代以降に新たに進行した稲作中核地帯での兼業化を、70年と75年の空知・上川地域についてみると（表5）、「世帯主」あるいは「世帯主と跡継ぎ」の兼業戸数が増加しており、「跡継ぎのみ」や「その他世帯員のみ」は減少している。このように、70年代前半の兼業化は、兼業農家戸数の増加と「世帯主」を主体とした兼業化という点に特徴がみられる。また、空知では第1種、第2種兼業両方の形態での兼業農家戸数が増加しているが、第1種兼業形態では主に「世帯主」や

「跡継ぎ」で増加しているのに対して、第2種兼業形態では「跡継ぎ」や「その他世帯員」の兼業化が進んでいる。また、上川では第1種兼業農家戸数が絶対数でも減少し、第2種兼業農家戸数の増加率が高い中で、「世帯主」と「跡継ぎ」の兼業化が進んでいるのである。

2. 石狩川流域における農家兼業の地域的展開と賃労働機会

次に、1970年代以降の農家兼業の地域的展開を、石狩川流域の稲作中核地帯を対象として、その流域性に即して検討する¹⁾。そのため、石狩川の上・中・下流域を代表する市町村として、〈上流域＝鷹栖町〉、〈中流域＝深川市〉、〈下流域＝岩見沢市〉をとりあげ、兼業化の展開過程について検討を行う（図1）。

まず、〈上流域＝鷹栖町〉と〈中流域＝深川市〉では70年代前半に兼業化が進み（図示はしていないが、この時期には兼業農家戸数の絶対数も増加している）、70年代後半には兼業が常態化する。ただし、〈上流域＝鷹栖町〉では第2種兼業形態での兼業化であり、〈中流域＝深川市〉では第1種兼業形態での兼業化となっている。このような兼業化の動きは、1970年代前半の休耕（単純休耕）の増加にともなって発生している。これに対して〈下流域＝岩見沢市〉では、70年代後半に第1種兼業形態での兼業化が進み、80年代に入ってから兼業の常態化が見られる。70年代後半からの休耕の再開時における兼業化となっている。現在の稲作兼業構造は、上中流域は70年代後半に、下流域では80年代前半には形成されたのである。

次に、対象とした地域における賃労働形態での就業機会の変化を、①上流域＝旭川市圏、②中流域＝深川市圏、③下流域＝岩見沢市圏という賃労働市場圏からみていきたい。図2には、それぞれの代表市町村労働市場圏の中心都市における賃労働市場の量的状況を示す「雇用者」数の変化を指

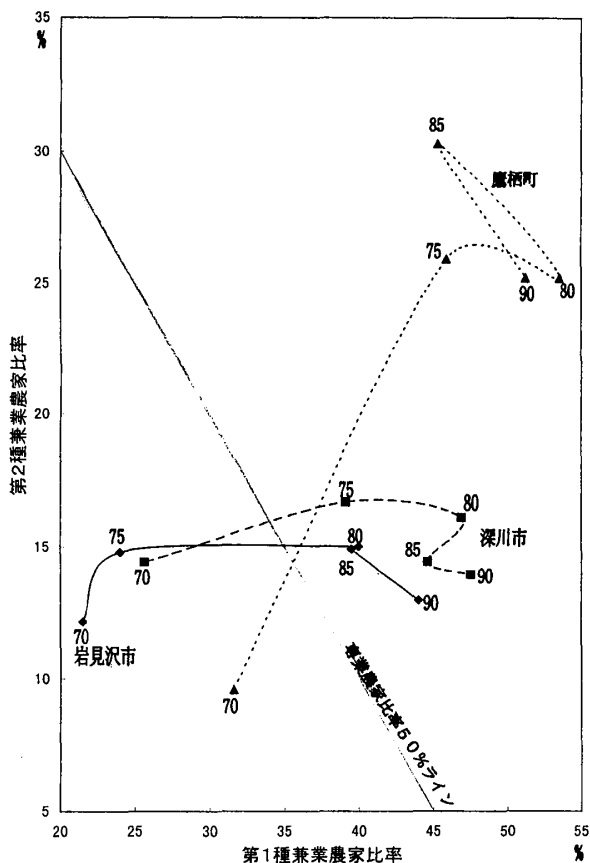
表5 稲作中核地帯における1970年代前半の兼業化

（単位：戸、％）

	続柄 \ 地域	農家数(1975年)		70-75年の増加率	
		空知	上川	空知	上川
合計	小計	11,556	16,262	7.2	14.9
	世帯主・跡継ぎ	1,074	2,118	47.3	59.1
	世帯主のみ	6,387	9,486	55.3	48.3
	跡継ぎのみ	2,377	3,186	23.1	▲16.2
	その他世帯員のみ	1,718	1,472	▲25.6	▲43.9
第1種兼業	小計	7,878	10,359	29.2	▲1.8
	世帯主・跡継ぎ	570	1,032	120.9	55.9
	世帯主のみ	3,710	5,243	97.4	33.5
	跡継ぎのみ	2,036	2,743	18.4	▲20.5
	その他世帯員のみ	1,562	1,341	▲30.2	▲46.5
第2種兼業	小計	3,678	5,903	23.1	63.6
	世帯主・跡継ぎ	504	1,086	7.0	62.3
	世帯主のみ	2,677	4,243	19.8	71.8
	跡継ぎのみ	341	443	61.6	25.1
	その他世帯員のみ	156	131	119.7	12.9

資料：農業センサス。

注1) 増加率の▲は、減少を示す。

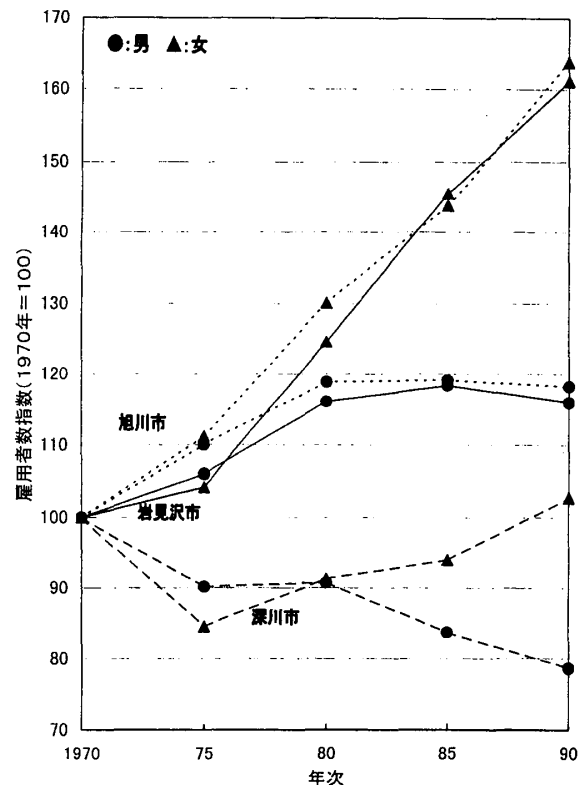


資料：農業センサス

図1 兼業農家比率の変化

数表示した。〈上流域＝旭川圏〉、〈下流域＝岩見沢市圏〉では、男子における70年代の拡大と80年以降の停滞、女子における一貫した拡大がみられる。これに対して〈中流域＝深川市圏〉においては、男子では一貫した減少がみられ、女子では75年以降の拡大となっている。いずれにしても、日本経済が構造不況期に入った1970年代後半においても雇用の拡大が見られた点、および80年代に入ってから遅れた雇用状況の悪化が特徴としてあげられる。

石狩川の各流域における兼業化を、地域の賃労働機会の変化と重ね合わせると、以下のように整理できると考えられる。〈上流域＝鷹栖町〉、〈下流域＝岩見沢市〉では、兼業化が進んだ70年代において地域の賃労働機会は男女ともに拡大す

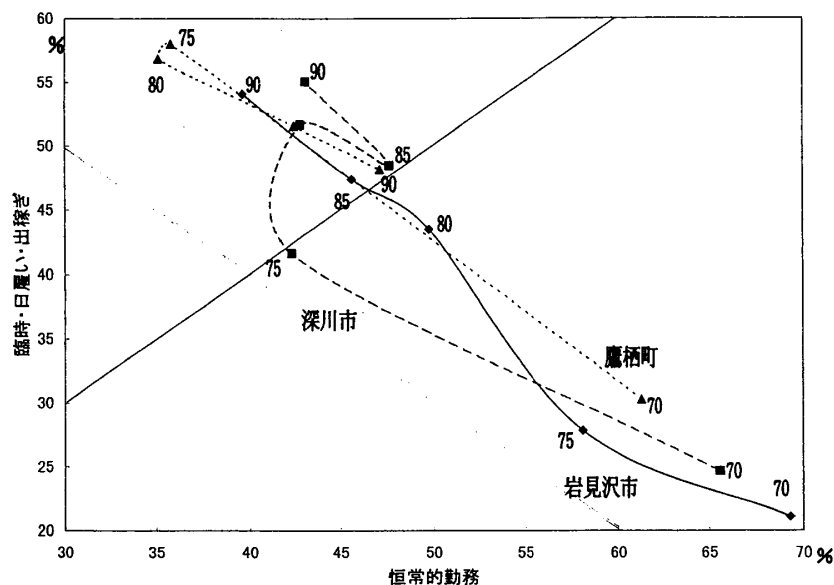


資料：国勢調査

図2 雇用者数の変化

る時期にあたる。また、図示はしていないが産業別では製造業においては停滞傾向にあったが建設業では拡大しており、この拡大する賃労働機会にまきこまれる形で、農家労働力の農外就業が進展したと考えられる。また、〈下流域＝岩見沢市〉では賃労働機会は増加したものの、相対的に経営面積規模が大きかったために第1種兼業形態をとらざるを得なかったのに対して、〈上流域＝鷹栖町〉では賃労働機会の拡大を条件として、経営面積規模が零細であったにもかかわらず農協共販に基礎をおく野菜導入が面的に進まなかったため、兼業所得に農業所得が対抗できず、通年兼業を主体とする第2種兼業化が進んだと考えられる。

これに対して〈中流域＝深川市〉における70年代の兼業化は、賃労働機会全体としても、また図示はしていないが建設業・製造業においても賃労働機会が絶対的に縮小するもとでなされた。このような賃労働機会の絶対的な縮小局面における兼



資料：農業センサス

図3 兼業農家の安定度

業化は、さらに地域に存在する「専門的な季節労働者」との競争の中で、夏期間の兼業を主体とした第1種兼業化として進んだと考えられる。

また、稲作中核地帯における兼業化は、全体としての不安定兼業化として進んできた（図3）。1970年には恒常的勤務がいずれの市町村でも60～70%を占めていたが、〈上流域＝鷹栖町〉では75年にかけて35%へ、〈中流域＝深川市〉では40%台へ低下している。このような全般的な不安定兼業化は、北海道における労働市場の特徴、すなわち地域において就業先に占める不安定雇用の比重が高いという点にその原因を求めることができる。

3. 稲作兼業農家の類型と特質

稲作中核地帯における兼業農家の類型とその特質を、先に検討した石狩川の流域性に重ねる形で検討する²⁾。ここでは経営面積規模によって3つの類型を設定し、その特質について明らかにする。

1) 大規模兼業農家

第一の類型は、10ha以上層の稲作経営で構成される「大規模兼業農家」である（注3）。地域的には、石狩川下流域の空知南部地域に典型的に

存在している（表6）。

これらの経営は、経営主の冬期間の農外就業を基本としており、年間の所得はその就業期間の短さもあって100万円を大きく下回る経営が多い。経営主および後継者の農外就業もみられ、除雪作業やスキー場の係員など冬期間のみに労働力需要が発生する作業での従事が多い。雇用形態は、その労働力需要の季節性から臨時雇形態であり、季節的に失業を繰り返さざるをえない。

兼業化の農業サイドでの要因

は、1970年代に実施した基盤整備事業の負担金や農地取得による負債、規模拡大による機械コスト増と、米価と転作奨励金の低下により、農業所得のみでは家計費がまかなえない点に求められる。

2) 中規模兼業農家

第二の類型は、5～10ha層で経営主が兼業に従

表6 石狩川流域における代表的市町村の経営規模別農家戸数（1995年）

	下流域 南幌町		中流域 深川市		上流域 鷹栖町	
	総農家	兼業農家	総農家	兼業農家	総農家	兼業農家
合計	489	363	1476	930	714	557
例外規定	3	1	22	11	2	1
1ha未満	8	5	226	157	77	65
1-3	6	4	119	70	115	91
3-5	24	20	189	120	193	157
5-7.5	81	67	293	184	125	92
7.5-10	113	90	248	158	76	59
10-15	152	114	260	159	82	61
15ha以上	102	62	119	71	44	31

資料：『農業センサス』。

事する「中規模兼業農家」である⁴⁾。石狩川中流域の空知北部に典型的に存在する（前掲表5）。

経営主の兼業は、職種としては土木作業を主体として、春と秋の農繁期以外の兼業従事であるが、冬期間の兼業は極めて少ない。これは北海道の積雪寒冷地という条件から冬期間の土木作業における労働力需要が極端に減少することと、地域に存在する「専門的季節労働者」の雇用が優先されるためである（今井〔3〕）。そのため、冬期間は除雪・スキー場での作業で従事するなど、「通年掛持兼業」（菅原〔10〕）の形態もみられる。雇用形態は臨時雇形態が主流であり、「大規模兼業農家」の就業と同様に季節的に失業を繰り返さざるをえない。

当初は「中農兼業化」（太田原〔9〕）として進行したが、野菜導入農家と分岐し、経営の自立限界規模が上昇するにもかかわらず経営規模が一定であったため、農業所得のみでは家計費の充足が困難となり農外収入が不可欠化し、兼業が常態化したといえる。

3) 小規模兼業農家

第三の類型は、5 ha未満層を主体とした「小

規模兼業農家」である。表7に示したように、5 ha未満層では家の跡継ぎがいない一部の高齢農家を除くと全てが兼業農家であり、その兼業も世帯主の兼業となっている。表8にみられるように、兼業は通年兼業が主体であるが、恒常的勤務形態と臨時・日雇い形態が並存している。石狩川上流域の旭川市周辺の上川中部地域に典型的に存在している（前掲表6）。

これらの経営も、この間に経営の自立限界規模が上昇したにもかかわらず規模拡大を全く行っておらず（東山〔1〕）、一部の野菜導入農家と分岐し、兼業が常態化している。特に下層は農業離脱傾向が顕著であり、水稻作の機械保有も少なく、転作畑作物が主体か、水稻作での機械を用いない手作業も多く残存している。

4. 1990年以降における大規模兼業農家の地域的拡大

稲作兼業農家の諸類型を石狩川の流域性との関連で検討してきたが、1990年代に入ってからの特徴としてみられるのは、石狩川下流域に典型的に存在した「大規模兼業農家」の地域的な拡大である。

表7 小規模兼業農家の経営概要と世帯員の就業状態（鷹栖町C集落 1991年）

農家	経営面積(a)		同居家族		他出 子弟 人数	1991年の作付面積（7-Ⅱ）		作業の施方法				
番号	水田 経営 面積	貸借 面積	農業専従	兼業従事		水稻	その他	水稻				
				農業従事				農業未従事	トラクタ	田植	収穫	乾燥
C 9	450	-	A' 54	A56▲	—	2	320	燕麦13, トマト18, アスパラ46	個22PS	個4条	個33条	個1台
C10	438	-	A' 54	A59●	—	2	312	小麦73, 燕麦23	個32PS	個型6条	個33条	個2台
C11	341	-	—	A33●, B63●	A' 32●	—	-	牧草341	-	-	-	-
C12	306	-	A' 37	A42●	—	—	214	燕麦43, 小豆22, 大豆2	個1台	個4条	個33条	個2台
C13	290	貸115	A' 68	A74	—	3	183	燕麦40	個32PS	個6条	個33条	個2台
C14	285	-	A54, A' 53	—	—	2	177	小豆40, トマト20, ナ7	個15PS	個4条	個33条	個1台
C15	204	-	B' 86	A54●, A' 52△	C22	—	132	ヨハ' 12, 豆17	個1台	手植	委託	委託
C16	200	-	A61	C35●	—	—	150	ヨハ', ヒマワリ	個25PS	手植	バインダ	ハサガケ
C17	70	-	B82, B' 74	A52●	A' 48●, C3人	—	48	小豆, 燕麦	個18PS	手植	バインダ	ハサガケ
C18	14	貸176	A' 59	A62●	—	2	-	加工トマト15	-	-	-	-
C19	5	貸272	—	—	A63●?, A' 62●?	2	-	牧草5	-	-	-	-

資料：農家経営調査（1991年6月実施）。

注1）鷹栖町C集落の農家戸数は26戸であり、このうち21戸の調査を行ったが、その中から5ha未満の農家11戸の実態を示した。

2）作業の実施状況の記号は、「個」：個人作業、「型」：型枠式を意味する。

3）家族労働力の数字は年齢を、記号はA：経営主、B：経営主の父、C：後継者、「'」はそれぞれの妻を意味する。

4）兼業従事の記号は、「●」：通年、「▲」：冬期間、「△」：その他臨時を意味する。記号がないものは不明である。

5）他出世帯員のカッコ内は他出先を示す。表示のないものは不明を意味する。

表8 小規模兼業農家における経営主と後継者の農外就業実態（鷹栖町C集落 1991年）

農家番号	続柄 年齢	農業 従事	就 業 時 期	職 種	事業所 所在地	雇 用 形 態	賃金形態	賃 金
C-9	A56	基幹	冬10日	鉄道除雪	...	(臨時)	日給	日給6000円
C-10	A59	田植	通年	建設	旭川	(臨時)	日給	月給17-20万円
C-11	A33	朝夕	通年	床暖房工事	旭川	(臨時)	日給	年収200万円
C-11	B63	朝夕	通年	木工所	町内	(臨時)	日給	年収120-150万円
C-12	A42	春秋	通年	養護学校	...	公務員	月給	年収500万円
C-13	A74	...	...	土地改良区	...	理 事	...	...
C-15	A54	朝晩	通年	製材	町内	...	...	月収14-15万円
C-15	C22	なし	...	...	...	...	...	...
C-16	C35	手伝	通年	木材	旭川	会社員	...	...
C-17	A52	基幹	通年	水道配管	旭川	...	...	...
C-18	A62	基幹	通年	不動産経営	...	...	...	...
C-19	A63	なし	通年?	水道関係	旭川	臨 時	日給	日給7800円

資料：農家経営調査（1991年6月実施）。

注1）性別不明のC-17番農家の子どもを除く。

2）「...」：調査未了を意味する。

3）続柄、年齢の記号は表7と同じ。

表9 大規模兼業農家（10ha以上層）の地域的広がり

（単位：戸、％）

	1970	75	80	85	90	95
南幌町 農家戸数	48	88	171	207	237	254
兼業戸数	7(-)	28(12)	95(48)	123(38)	160(58)	176
兼業比率	14.6(-)	31.8(13.6)	55.6(28.1)	59.4(18.4)	67.5(24.5)	69.3
深川市 農家戸数	17	64	93	178	289	379
兼業戸数	2(1)	18(10)	40(10)	76(23)	155(28)	230
兼業比率	11.8(5.9)	28.1(15.6)	43.0(10.8)	42.7(12.9)	53.6(9.7)	60.7
鷹栖町 農家戸数	5	12	32	51	86	126
兼業戸数	2(-)	8(5)	18(6)	22(8)	44(12)	92
兼業比率	40.0(-)	66.7(41.7)	56.3(18.8)	43.1(15.7)	51.2(14.0)	73.0

資料：『農業センサス』各年次。

注1）いずれの数値も、10ha以上の農家の数値である。

2）カッコ内の数値は、第1種兼業農家のうち、世帯主農業専従を除いた数値である。

中規模兼業農家の多かった石狩川中流域、小規模兼業農家の多かった石狩川上流域においても経営規模の拡大が進行しており、90年以降は下流域に位置する空地南部と中流域に位置する空地北部で平均経営面積の逆転がおきている（西村〔8〕）。このようなこれまでの小中規模地域での規模拡大にともなって、大規模層での兼業農家比率も高まっている。

表9に示したように10ha以上層をとってみると、上流域の小規模地域であった鷹栖町では85年以降、10ha以上農家の兼業比率は4割から7割をこえる水準にまで高まっており、中流域の中規

模地域である深川市でも85年以降は4割から6割に高まっている。ただし、これらの経営の大部分は世帯主以外の兼業であり、下流域の大規模兼業農家とは異なったものと考えられる。これらの経営実態についての分析は今後の課題であるが、例えば中流域における兼業農家の規模拡大が指摘されている（杉戸〔11〕）。

注1）石狩川流域における水田化の過程と地域性は、白井〔14〕を参照のこと。

注2）ここでは、寺本〔13〕の類型化を参考にした。

注3）ここでの整理は、西村〔7〕、今井〔3〕、泉谷

[5]の実態調査結果に基づいている。

注4)ここでの整理は、泉谷[6]の実態調査結果に基づいている。

V. 北海道稲作地帯における農家兼業の課題と「新農業基本法」

1. 北海道稲作地帯における兼業化の課題

北海道における農家兼業は、地帯別にも、石狩川の流域性に即しても、多様な形態をとって存在しているが、一部地域を除けば、北海道における農家兼業は、その獲得できる所得の低さから、農家所得の補完機能としては限界がある。さらに、北海道では企業倒産の増加による賃労働機会の減少が近年激しくなっており、特に農家の兼業先として重要な位置を占めている土木建築業での賃労働機会が悪化している¹⁾。農家の兼業機会そのものも縮小しているのである。

そのため、規模拡大や野菜導入による専門化を模索する一方で、北海道型の自営兼業農家育成が必要となっている。北海道においては、都府県と比較すると自営兼業が占める位置が相対的に低く、自営兼業においても漁業兼業が多くなっていた。家族農業経営における多就業は、経営における季節的な遊休労働力を活用することで収入の増加を可能にし、収入の確保先を多く分散させることで収入の安定化をもたらすというメリットも一定の条件では成立する。賃労働形態での兼業機会が減少する中で、このようなメリットと農業生産力の「発展」を両立させるには、農業関連産業での兼営化を可能にする方策が望まれる。具体的には、加工部門・外食の導入や農畜産物の輸送部門との積極的な結合、農地の基盤整備事業においても大規模な事業では困難だとしても、小規模でかつ農家の保有する土木機械で可能な事業については農家自身が事業を請け負う体制づくりも必要となっているだろう。

2. 北海道稲作地帯における兼業化と「新農業基本法」

最後に、新農業基本法との関連で北海道農業の兼業化問題を考察するならば、1997年4月に「新農業基本法」の策定にむけて「食料・農業・農村基本問題調査会」による「中間取りまとめ」がだされたが、ここで本論と関連するのは「中間取りまとめ」において、担い手がどのように位置づけられているかであろう。

稲本[4]によれば、『「中間取りまとめ」における担い手政策は、『経営体』型農業への担い手構造再編、いわば一極集中型構造への再編、その再編の加速化を強調している』。これに対しては兼業農家・高齢農家などの「多様な担い手」の役割の重要性が指摘されている(谷口[12])。

そこでは、「専業農家」=担い手農家と「兼業・高齢農家」=生活重視型農家という2項把握が基本であると考えられる。しかし、本論の分析でみたように、大規模化が進行した北海道においても兼業化が進行しており、先の2項把握での政策対応は困難であり、より地域に即した経営類型と対策が求められているといえよう。

注1)北海道における企業倒産は、金融改革や公共投資の削減のもとで深刻化しており、地域の就業機会に大きな影響を与えている。この点を『北海道新聞』の報道からいくつか示しておきたい。

① 98年度の「国の開発事業費と道、市町村単独事業費を合わせた公共投資額総計は前年度より1406億7千万円減少」(前年度比6.17%減、国の開発事業費は8.75%減)しており、道による90年の産業連関表を用いた分析では、これにより「建設業の8千人などを中心に約1万8600人の雇用機会が失われる」(1998年3月24日付)。

② 帝国データバンク札幌支店によると、道内の倒産企業の従業員数は94～96年には4千人代で推移してきたが、97年には7277人となり、調査を開始し

た87年以降で最も高い数値になっている。さらに、98年には「1～3月の3ヶ月間だけで3243人に達し、前年を上回るペースで推移している」（1998年5月1日付）。

- ③ 道労基局のまとめによると、97年「1年間に道内で発生した賃金不払い事件が、過去10年間で最高の763件（対象労働者2262人）、金額にして8億8318万円」となっており、これは金額で96年の32%増である。業種別の発生件数では建設業249件（対象労働者数757人）で最も高くなっている。道労基局は、「763件は氷山の一角にすぎず、処理されないものも含めれば3倍くらいになる」としている（1998年4月28日付）。
- ④ 岩見沢市では、97年11月に市内の中堅建設会社が倒産以来、建設業者があいついて破綻し、ある企業の市内上幌向地区の農家に対する未払い賃金は延べ662人分、総額811万円になるという（1998年3月19日付）。

引用文献

- [1] 東山寛「都市近郊水田地帯における農地賃貸借の組織的調整」『農業経営研究（北海道大学農業経営学教室）』第18号、1992年
- [2] 細山隆夫「地域農業の再編過程」『北海道農業経済研究』第5巻第2号、1996年
- [3] 今井健「1980年代の北海道の地域労働市場と水田農業の変化」『北海道農業経済研究』第3巻第2号、1997年
- [4] 稲本志良「農村・農業活性化と担い手対策」『農業と経済』平成10年臨時増刊号、1998年
- [5] 泉谷眞実「大規模水田地帯における農家兼業の特徴と賃金水準」『酪農学園大学紀要（人文・社会科学編）』第20巻第2号、1996年
- [6] 泉谷眞実「中規模稲作地域における農家世帯員の農外就業構造」『酪農学園大学紀要（人文・社会科学編）』第21巻第1号、1996年
- [7] 西村直樹「兼業の深化と土地利用の硬直化」『北海道農業』No.14、1991年
- [8] 西村直樹「転作緩和局面における北海道稲作の構造変動」北海道農業研究会総会シンポジウム報告資料、1997年6月4日
- [9] 太田原高昭「北海道における兼業農家の存在形態－稲作中核地帯の『中農兼業化』－」『農業問題研究』No.8、1977年
- [10] 菅原優「現局面における稲作地帯の兼業構造と農作業受委託の展開に関する研究」東京農業大学修士論文、1998年
- [11] 杉戸克裕「北海道稲作地帯における水稻単作化・規模拡大と兼業農家」『北海道農試農業経営研究』第75号、1998年
- [12] 谷口信和「構造政策と農業の担い手問題」（日本農業年報44『新農基法への視座』農林統計協会、1997年所収）
- [13] 寺本千名夫「北海道稲作兼業農家の諸類型について」北海道農業研究会定例研究会報告資料、1996年2月17日
- [14] 臼井晋編著『大規模稲作地帯の農業再編』北海道大学図書刊行会、1994年
- （1998年8月22日 受理）